

○亀岡市情報化の推進に関する規程

平成25年4月1日

訓令第4号

改正 平成27年4月1日訓令第4号

令和3年3月23日訓令第2号

令和3年10月8日訓令第4号

令和4年11月1日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、高度な情報通信技術を行政運営に有効に活用し、市民の利便性の向上、事務の効率化・高度化及び行政の透明性の向上を図るため、情報化の推進体制、情報システムの導入及び利用並びに情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 ネットワーク、情報システム、電子情報、入出力帳票及びシステム関連文書をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。
- (3) 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（許可された者だけが利用できる状態であることをいう。）、完全性（破壊、改ざん又は消去されていない状態であることをいう。）及び可用性（許可された者が必要な時に利用できる状態であることをいう。）を維持することをいう。
- (5) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する障害及び事故をいう。
- (6) 情報セキュリティポリシー 本規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号）をいう。

(最高情報統括責任者)

第3条 本市における情報化を総合的かつ統一的に推進するため、情報化に関する責任者

として最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置き、政策企画部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

2 CIOは、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 情報化に関する調査、研究及び計画の立案に関する事務
- (2) ネットワーク及び情報システムの管理に関する事務
- (3) 情報システムの効率的な導入及び利用に関する事務
- (4) 情報セキュリティ対策に関する事務

（CIO補佐官）

第4条 CIOを補佐する者として最高情報統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を置くことができる。

2 CIO補佐官は、情報通信技術の専門的見地からCIOを補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市の情報化推進に関する施策の企画及び立案並びに最適な進行管理の助言及び指導
- (2) 市の情報資産の管理並びに情報セキュリティ対策に関する助言及び指導
- (3) 情報化に関する人材の育成や確保に対する助言及び指導

（情報統括管理者）

第5条 CIOを補佐し、市における情報化を推進するため、情報統括管理者を置き、政策企画部長をもって充てる。

2 情報統括管理者は、CIOの命を受け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事務
- (2) 情報責任者、情報管理者、ネットワーク管理者及びシステム業務管理者に対する技術的な助言に関する事務

（情報責任者）

第6条 部等における情報化を推進するため、情報責任者を置き、部長（亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）第1条に定める室及び部の長並びにこれに相当する職にある者をいう。）をもって充てる。

2 情報責任者は、所管する部等における第3条第2項各号に掲げる事務を行う。

（情報管理者）

第7条 課等における情報化を推進するため、情報管理者を置き、課長（亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）第2条に定める課の長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）をもって充てる。

2 情報管理者は、情報責任者の命を受け、所管する課等における第3条第2項各号に掲げる事務を行う。

(DX推進員)

第8条 課等に、情報管理者を補佐し、情報通信技術の活用による業務効率化等を積極的に推進する者（以下「DX推進員」という。）を置く。

2 DX推進員は、課等の職員のうちから情報管理者が指名する者をもって充てる。

3 情報管理者は、DX推進員を指名したときは、その職氏名を情報政策課長に報告しなければならない。

(ネットワーク管理者)

第9条 情報統括管理者を補佐し、本市のネットワーク及び情報システムの適正な管理を図るため、ネットワーク管理者を置き、情報政策課長をもって充てる。

2 ネットワーク管理者は、情報統括管理者の命を受け、次に掲げる事務を行う。

(1) 亀岡市イントラネット（以下「イントラネット」という。）の管理及び情報セキュリティ対策に関する事務

(2) イントラネットを使用して構築された情報システムの総括的な管理及び情報セキュリティ対策に関する事務

(3) 情報管理者及びシステム業務管理者に対する技術的な助言に関する事務

(システム業務管理者)

第10条 情報システムの適正な管理及び情報セキュリティ対策を図るため、システム業務管理者を置き、情報システムに係る業務を所管する課長をもって充てる。

2 システム業務管理者は、情報責任者の命を受け、所管する情報システムに係る調達、開発及び管理並びに情報セキュリティ対策に関する事務を行う。

(情報化推進委員会)

第11条 情報化に関する重要事項を協議し、総合的な調整を行うため、情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、CIO、情報統括管理者及び情報責任者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、CIOをもって充て、委員会を統括する。

5 副委員長は、情報統括管理者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、CIO補佐官等専門知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第12条 情報化の推進に関する調査研究及び検討を行うため、委員会に複数の検討部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、ネットワーク管理者並びにシステム業務管理者及び情報管理者のうちから委員長が指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(ワーキング会議)

第13条 情報化の推進に関する詳細な調査研究を行わせるため、部会にワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、関係課のDX推進員及び部会長又は部会員が指名する者をもって組織する。

3 ワーキング会議は、部会長が招集し、ワーキング会議の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が座長となる。

(CSIRTの設置)

第14条 情報セキュリティ対策における取組の中核として、情報セキュリティインシデント対応チーム(以下、「CSIRT」という。)を設置する。

2 CSIRTは、CIOの指名を受けた情報統括管理者、情報責任者、ネットワーク管理者、情報管理者、システム業務管理者、総務課長及び広報プロモーション課長をもって構成する。

3 CSIRTは、情報セキュリティの統一的な窓口を整備し、庁内外の組織及び専門家と協力して、セキュリティインシデントの検知、解決、被害局限化及び発生の予防を支援するものとする。

4 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合、その状況を確認し、CIO及び府等関係省庁へ報告しなければならない。この場合において、CSIRTは、情報セキュリティインシデントの重要度や影響範囲を勘案し、報道機関への通知及び公表に係る対応を行わなければならない。

(委員会等の庶務)

第15条 委員会、部会及びワーキング会議及びCSIRTに関する事務は、政策企画部情報政策課において処理する。

(情報システムの導入等)

第16条 課長は、所管業務に係る情報システムを企画しようとするときは、情報システム最適化指針に適合したものとするとともに、CIOに協議し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定は、システム業務管理者が所管する情報システムの改修又は更新をしようとする場合について準用する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。